

◎新潟県告示第19号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出が次のとおりあった。

なお、届出に係る指定漁船調書を令和6年1月12日から令和6年1月26日まで縦覧に供する。

令和6年1月12日

新潟県知事 花 角 英 世

加入区	発起人氏名	発起人住所	漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合名称	縦覧場所
南浜	有田 貞雄	新潟市北区島見町259番地甲	新潟漁業協同組合	新潟漁業協同組合 南浜支所